

**登米市議会改革推進会議  
調査報告書**

**令和5年5月12日**

《 目 次 》

1. はじめに	3
2. 議会改革推進会議開催状況	4
3. 議会改革の取り組み状況について	7
4. 検討結果	9
■議会基本条例の検証	9
■引継事項の検討結果	13
(1) 本会議中心主義から委員会中心主義への転換	13
(2) 会派の議会活動グループから 政策形成チームへのステップアップ	15
(3) 議会のICT活用	15
(4) 政務活動の見える化	16
(5) 議案審査に必要な議員定数の確立	16
5. おわりに	17

**資料1** 登米市議会基本条例第25条に基づく検証結果表

**資料2** 登米市議会基本条例議員個人評価アンケート

## 1. はじめに

登米市議会では、平成 24 年 4 月より、市民福祉の向上及び市政発展に寄与するため、議会の役割と基本的事項を明示した「登米市議会基本条例」を施行し、これまで本条例に基づき、市民に開かれた議会、市民の役に立つ議会を目指して議会活動に取り組んできた。

議員各位及び執行部の理解の下で整えてきた議会基本条例に基づく仕組みを日々の議会活動の中で定着させ、機能させていかねばならない。

議会基本条例制定から10年が経過し、本市議会の最高規範の検証を全議員で再確認しながら、令和 3 年度及び 4 年度の議会改革の取り組みを振り返り、その調査活動の成果を調査報告書としてまとめた。

### 【参考】

#### ■議会改革推進会議の概要

- ①名 称 登米市議会改革推進会議
- ②所掌事務
- ・議会基本条例の目的が達成されているかの検証及び見直し手続きに関すること。
  - ・議会機能のあり方に関すること。
  - ・その他議会の改革に関すること。
- ③会議の構成員 委員は会派から選出し、会派から選出する委員の数は、議長が協議により定める。

#### ④委 員

委員長	曾根 充敏	副委員長	永島 順子
委 員	熊谷 康信	委 員	鈴木 実
委 員	首藤 忠則	委 員	佐々木好博
委 員	中澤 宏		

## 2. 議会改革推進会議開催状況

今期の議会改革推進会議では、前期からの引継事項や、議会基本条例で規定されている取り組みについて、37回にわたり協議・検討を重ねてきた。

### ○議会改革推進会議開催状況

日 程		検 討 課 題
第1回	R3. 5. 14	➤ 正副委員長の互選
第2回	6. 7	➤ 議会活性化に関する引継事項について ➤ 年間活動計画について
第3回	7. 15	➤ 年間活動計画について ➤ 議会による事務事業評価について
第4回	7. 30	➤ 議会による事務事業評価の見直しについて
第5回	8. 18	➤ 議会による事務事業評価の見直しについて
第6回	8. 24	➤ 議会による事務事業評価の見直しについて ➤ オンライン会議の体験について
第7回	9. 1	➤ 議会による事務事業評価の見直しについて
第8回	10. 29	➤ 今後の検討事項について
第9回	12. 10	➤ 今後の検討事項について
第10回	12. 24	➤ 「市民から親しまれる開かれた議会」に向けた取組について ➤ 登米市議員研修会の振り返りについて
第11回	R4. 1. 14	➤ 本会議中心主義と委員会中心主義の比較 ・メリット・デメリットの洗い出し
第12回	1. 27	➤ 委員会中心主義に向けた研究 ・登米市議会における本会議中心主義の課題整理
第13回	2. 7	➤ 委員会中心主義に向けた研究 ・登米市議会における本会議中心主義の課題整理
第14回	2. 17	➤ 委員会中心主義に向けた研究 ・登米市議会における本会議中心主義の課題整理
第15回	2. 24	➤ 委員会中心主義に向けた研究の取りまとめ
第16回	4. 26	➤ 年間活動計画について
第17回	5. 17	➤ 年間活動計画について ➤ 行政視察について
第18回	7. 5	➤ 行政視察に向けた事前学習について

第 19 回	7. 20	➤ 行政視察の振り返りについて
第 20 回	7. 27	➤ 行政視察事項に係る意見集約について
第 21 回	8. 10	➤ 行政視察事項に係る意見集約と今後の方向性について
第 22 回	8. 23	➤ 開かれた議会づくりに向けた提言について（素案）
第 23 回	9. 2	➤ 開かれた議会づくりに向けた提言について（素案）
第 24 回	10. 11	➤ 開かれた議会づくりに向けた提言について（素案）
第 25 回	10. 18	➤ より主体性を持った登米市議会の実現に向けた提言（素案） ➤ 議会改革推進会議における今後の活動について
第 26 回	10. 26	➤ より主体性を持った登米市議会の実現に向けた提言（最終案）について ➤ 議員定数の検討について ・令和 2 年度に実施した検討経過及び結果の振り返り ・今後の進め方について
第 27 回	12. 16	➤ 議会基本条例の検証・評価について ➤ 検証・評価の取りまとめに向けた作業工程について
第 28 回	12. 26	➤ 議会基本条例の検証・評価について
第 29 回	R5. 1. 10	➤ 議会基本条例の検証に向けたアンケートについて ➤ 引継事項の確認・検討について
第 30 回	1. 26	➤ 引継事項の確認・検討について
第 31 回	2. 9	➤ 引継事項の確認・検討について ➤ 議会基本条例の検証に向けたアンケート集計結果及び検証について
第 32 回	2. 21	➤ 議会基本条例の検証に向けたアンケート集計結果及び検証について
第 33 回	2. 27	➤ 議会基本条例の検証について
第 34 回	3. 1	➤ 議会基本条例の検証について
第 35 回	3. 7	➤ 議会基本条例の検証について
第 36 回	3. 10	➤ 議会基本条例の検証について
第 37 回	3. 24	➤ 議会基本条例の検証について

○先進地行政視察

視察日	視察先	視察内容
R4. 7. 12	長野県喬木村	■休日・夜間議会の取組について
7. 13	長野県飯田市	■議会による情報発信の取組について ・議長記者会見 ・コミュニティエフエムを活用した発信（ピックアップ市議会）

○提言・報告

<p>①委員会中心主義に向けた研究（現状分析）の報告について ☞令和4年2月25日報告</p> <p>②より主体性を持った登米市議会の実現に向けた提言について ☞令和4年11月2日報告</p>
--

### 3. 議会改革の取り組み状況について

これまでの議会改革に関する取り組み状況の確認を行った。

#### (1) 議会改革の取り組みについて

年度	内 容
H17	議会中継（ライブ中継・録画中継、庁内ライブ中継）を開始
H19	議長交際費執行状況、政務調査費収支報告をホームページで公表
H21	議会改革調査特別委員会の設置、発言席の設置
H22	会議録検索システム導入、議会改革討論会、市民との意見交換会を実施
H23	議会基本条例を制定
H24	議会議員政治倫理条例を制定、議会改革推進会議を設置
H25	議場内大型ディスプレイを設置、議案及び付属資料をホームページで公表
H26	空き家等の適正管理に関する条例を制定、通年議会制の導入 議会基本条例の検証実施・報告
H27	議会中継映像ハイビジョン化対応
H28	タブレット端末の導入、議会基本条例の検証実施
H29	議会モニターを委嘱、フェイスブックでの情報発信を開始
H30	議会事務局2係体制に再編、法制担当職員を併任発令 政務活動費の領収書をホームページで公開 各常任委員会等でロードマップ（年間活動計画）を作成 議会による事務事業評価を本格実施 議場活用事業（市民歌斉唱、議場見学、本会議体験等）を開始 議会基本条例（議決事項）の見直し・改正
R1	政策アドバイザー制度制定 スマートフォン対応中継・議会だよりにQRコード掲載 傍聴用資料として一般質問通告書を配付 市民と議会の意見交換会をワールド・カフェ方式で実施
R2	執行部組織改編に伴う常任委員会の所管の見直し実施 政務活動費に交付額の特例に関する条例の制定（新型コロナウイルス対策の市独自支援の財源に充てるため） 新型コロナウイルス対策を講じての議会運営 一般質問（議員質問25分。質問時間総枠50分）の試行
R3	回答手段にグーグルフォームを加え、意見募集を実施 意見募集の結果を壁新聞にまとめ、小中学校へ配付 事務事業評価の見直しを実施 議会ICT化の推進に向け、「登米市議会ICT推進検討会」を設置
R4	議会基本条例の検証に、議員評価の視点を持たせるため全議員にアンケートを実施 議員活動及び議会活動の活性化、円滑な議事運営、より市民に開かれた議会を目指すため、「登米市議会ICT推進方針」を策定

## (2) 議会基本条例 議員個人評価アンケート調査結果

【目的】 『議会基本条例』の趣旨を確認し、その思い・理念をこれからも継承していくために、議員全員で議会基本条例の検証を行い、議会改革推進会議での検証作業及び今後の取り組みの検討の参考にするもの。

※議員個人評価アンケートの内容は、別添のとおり。

【調査期間】 令和5年1月16日（月）～31日（火）

【調査対象】 議員26名

【調査方法】 アンケート用紙を配付、回収

【回収状況】 回収率100%

### 【アンケート結果について】

議会基本条例制定から10年が経過した。その間、改選を2回挟む中で、制定当時を知る議員も少なくなってきたこともあり、改めて『議会基本条例』の趣旨を確認し、その思い・理念をこれからも継承していくためにも、議員個人の取り組みの達成度を調査した。

質問全56項目に対する回答のうち、取り組みの達成度が「十分実践できている」としたものが10項目、「実践しているが、取組が不十分である」としたものが38項目、「あまり実践できていない」が10項目、「実践できていない」が3項目であった。（同数回答の項目があったため、設問数と一致しない）

集計結果からは、「会派や委員会、市民意見を基にした政策形成が不十分」「議論を尽くして合意形成がなされていない」と感じている議員が多く、議会本来の姿である「話し合って決める」、「議論を尽くして結論を出す」ことが十分に取組みされていないことが浮き彫りになった。

これは、2年前に実施したアンケート結果と同様の傾向となっていることから、本市議会がより成熟した議会へとステップアップするためにも取組を強化しなければならないポイントである。



## 4. 検証結果

### ■ 議会基本条例の検証

条例検証にあたっては、議員全員からのアンケート調査結果や令和3年度及び4年度の議会改革の取り組みを参考に、取り組みの達成度（4段階）と今後の方向性（3段階）、さらに条例改正の必要性の有無について、議会改革推進会議で検討を行った。

検討の中でも、特に条例改正の必要性について、「議会基本条例は理念条例のため、条文に掲げる理想に向かって活動を展開すべきであり、改正は不要」の意見と、「条文と活動に乖離があるため、実態に即した内容に改正をすべき」との両論の意見が出されたが、結論を導き出すまでの深い議論ができなかった。

次期議会改革推進会議には、「条例改正の見直しに向けた視点」を検討の上、議会基本条例の検証に当たられたい。

なお、条文毎の検証結果については、別添資料のとおり。

#### 【評価区分】

《達成度》		
評価区分	内容	該当
◎	十分実践できている	4
○	実践しているが、取り組みが不十分	33
△	あまり実践できていない	16
×	実践できていない	3

《方向性》		
評価区分	内容	該当
拡充	評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの拡充、拡充の検討が必要と思われるもの。	24
継続	評価項目については実施している。今後も引き続き実施していくもの。	14
改善	評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの改善、改善の検討が必要と思われるもの。	18

#### 【検証時の主な意見】

##### □ 議会の活動原則（第2条）

- ・ 市民意見等を政策形成の反映に向けた市民参加の機会拡充（第2項）
- ・ 市民意見をもとにした政策立案等の強化（第3項）

意見交換会の開催や意見募集などによって、市民意見を聴取する機会は増えているものの、その意見が政策に結びついていない。意見聴取が目的となっていないだろうか。

まず、議会が政策形成に向けた主体性を持たなければならない。その上で、市民意見を聴取する目的を明確にし、実施する必要がある。

- ・市民の立場による市政運営の監視・評価（第4項）

本市議会では、議員間の自由な討議の場が圧倒的に少ない。  
議員間討議の推進に当たっては、まずは意識的に実践の場を設けることが大切であり、その体制づくりから取り組む必要がある。

#### □議員の活動原則（第3条）

- ・議員間の自由な討議の推進（第1項）

委員会調査や議案審議において、どれだけ「市民」を意識できているか。  
現状の取組だけでは、市民との接点が少ないため、議会から積極的にかかわりを持つことが必要である。  
その積み重ねが「市民の立場（市民視点）」を意識した市政運営の監視・評価につながる。

#### □会派（第4条）

- ・会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成（第2項）

「会派構成の理想像として、条文は改正すべきでない」「現状として、会派構成にあたって必ずしも理念があるようにも思えないため、実情に合わせた内容に改正すべき」「そもそも、第4条第2項はなくてもよいのではないか」などの意見が出された。

#### □政策企画調整会議（第7条）

- ・政策企画調整会議の設置（第1項・第2項）

政策企画調整会議を設置しているものの、現状として各委員会等の情報共有の場として活用されることが多く、本来の会議体が担うべき役割が発揮されていない。  
政策企画調整会議が機能するためにも、常任委員会や会派において、提言に繋がるような活動を展開する必要がある。  
また、過去の提言について、執行部の対応結果や進捗状況を把握し、その後の対応を協議することも役割のひとつではないか。

#### □議会モニター（第8条）

- ・議会モニターの設置（第1項・第2項）

平成30年度から実施しているが、年々減少傾向にあることから、これまでの活動の検証とともに、定員充足に向けた新たな取組が必要な時期に来ている。  
モニターからの意見は貴重であるが、「議会運営の意見」から外れるものもあり、より議会活動に生かすことができる意見を出してもらえるような仕組みを構築すべきである。

□市長等との関係（第9条）

- ・議長等の許可を得て、議員等の質問への反問（第3項）

市執行部に対し、反問権を付与しているものの行使の実績がない。  
改めて、反問権行使のルールを周知する必要があるのではないか。  
※平成24年6月8日の議会運営委員会において、「基本条例施行後の議会運営に関する申し合わせ」で確認済

- ・議長を通じて市長等への文書質問（第4項）

文書質問制度のルールがないことから、運用基準を設ける必要がある。

□市長による政策等の形成過程の説明（第10条）

- ・市長に対する説明要求8項目（第1項）
- ・立案及び執行の論点及び争点の明確化及び執行後における政策評価に役立つ審議（第2項）

条例に規定されている8項目について、議会としてしっかりと説明を求めていかなければならない。

特に、「政策の発生源」「提案に至るまでの経緯」「将来にわたるコスト計算」のポイントを強く意識し、議論を重ねる必要がある。

□議員相互間の討議（第13条）

- ・議員間討議（自由討議）の実施による議会運営（第1項）
- ・議員相互間の議論を尽くした合意形成（第2項）

議員相互間の討議は、合意を導き出すうえで不可欠であるが、本市議会ではそういった場が圧倒的に少ない。

先例や会議規則にて討議のルールを整備するなど、議員間討議を議会運営の中に位置づけるための体制づくりが必要である。

□委員会等の適切な運営（第14条）

- ・委員会等の専門性を生かした適切な運営（第1項）
- ・委員会等の積極的な政策立案・市政運営の監視と評価（第2項）

現在の常任委員会は、執行部からの要請があって開催することが多い。  
今後は、委員会の専門性を活かし、年間活動計画に基づいた主体性を持った委員会調査に努める必要がある。

□政務活動費（第15条）

政務活動費を活用した議員活動による政策提言等の実行（第1項）

政務活動費を活用した議員活動は積極的に行われており、視察に当たっては、問題・課題意識、何を得るかなど、目的を持たなければならない。今後さらにその意を強く持ち、議員活動を展開する必要がある。

また、政務調査報告はホームページにも掲載はしているが、より情報共有を図る意味でも今後はモアノートに掲載していく。

□議員研修の充実強化（第18条）

専門家及び市民との研究の場の設置（第2項）

専門家や市民との研究の場の持ち方について、検討すべきである。

## ■引継事項の検討結果

### ・前期からの今期、そして次期改革へ

前期の議会改革推進会議からの引継事項であった4項目のうち「本会議中心主義から委員会中心主義への転換」、「会派の議会活動グループから政策形成チームへのステップアップ」、「議会のICT活用」の3項目について検討した。

検討結果も踏まえ、次期改革推進会議には、「会派の議会活動グループから政策形成チームへのステップアップ」、「議会のICT活用」、「政務活動の見える化」、「議案審査に必要な議員定数の確立」の4項目を引き継ぐ。

### (1)本会議中心主義から委員会中心主義への転換

#### 【前期からの引継内容】

多くの市議会では、委員会中心主義制で議会運営がなされており、委員会調査を経て審議し、委員会としての意思決定を行っている。本市の予算規模からすると、委員会で各分野を専門的に議案審査しないと審議が十分とは言い難い。

本会議だけで議決するよりも、委員会の専門性を活かした委員会審査や調査を行う方が、効率的で議論がより深まる。「委員会審査独立の原則」に基づく、委員会中心主義での形式にとらわれない自由な審議を行い委員会審議の活性化が必要である。

#### 【検討結果】

議会運営の転換に向けた取組として、令和3年度に「現在の議会運営に係る課題」や「本会議中心主義と委員会中心主義のメリット・デメリットの洗い出し」など、研究（現状分析）を行った。

#### (1)現在の議会運営（本会議中心主義）の課題について

- ・現在の議会運営では、議会としての意思形成が明確ではなく、コンセンサスを作り上げる工程が不十分である。
- ・議案の審議が不十分なまま採決に至るので、問題点の議員間共有が十分に図られていない。
- ・議案を委員会に付託しないため、委員会は調査が中心となり、本来持つ「審査」という力が発揮されていない。
- ・重要議案等の審議には、時間をかけて問題点を洗い出し、案件によっては修正を行うことも含めて審議すべきであるが、今のままでは審議時間が短く、そういった対応を難しくしている。

(2) 現在の常任委員会活動の課題について

- ・ 常任委員会の調査活動が不十分なため、政策に結びついていない。
- ・ 定期議会中に議案として提案されれば、良いか悪いかの判断し  
かできない。
- ・ 所管する委員会で調査した議案に対し、所属の委員は本会議で  
発言を慎むようにという悪しき慣習を改めなければならない。

(3) 委員会中心主義の課題について

- ・ 議案が委員会に付託され、賛否を決定しなければならず、権限と  
ともに責任も重くなるのではないか。
- ・ 付託後の常任委員会での審査内容については、当該委員会に所属  
していないと把握しづらいため、情報共有のあり方が非常に重要  
になるのではないか。
- ・ 審査は公開が原則であり、傍聴・中継など設備の充実も必要とな  
るが、現状においてどこまでハード環境を整えることができるの  
か。

(4) 委員会中心主義のメリットについて

- ・ 委員会の本格的運用によって、効率的に意見を取りまとめること  
ができ、議員間討議も十分に行うことができる。
- ・ 各委員会に付託することで専門的・詳細な質問が行われ、深化し  
た審査が期待される。

研究（現状分析）を進める中で、議会改革推進会議委員の理解も深まり、「委員会付託による議会運営の方が充実した議案審査が可能となる」との結論に至った。

令和4年度に入り、委員会中心主義への転換に向けた協議・検討は議会運営委員会が進め、現在、会派及び会派に属さない議員から概ね理解が得られたところである。

しかし、委員会付託による議会運営へ完全移行するには、議会全体での理解促進が不可欠であり、執行部との調整も必要となる。その中でも、特に議員の理解が進まなければ、単に議会運営を変更しただけに留まる恐れがある。

**【今後の方向性】**

議会改革推進会議としては、委員会中心主義への転換に向けた検討を一旦終えることとする。今後は、更なる委員会活動の強化が求められるため、改めて充実した議論が展開できる定数の議論を進められたい。

## (2) 会派の議会活動グループから政策形成チームへのステップアップ

### 【前期からの引継内容】

会派は結成しているものの、会派内や会派間の情報共有、市政に関する議論が不十分で、政策形成に発展していないのが現状である。

委員会での調査内容、会議等の内容を会派内にフィードバックし、情報や資料を個人のものとはせず互いに共有し、チームとして活かしていくことが重要である。

議員個人の意見ではなく、議会としての意思として表明するために、議案審議や政策に関する下準備を行い、政策討議を重ね、政策形成できる会派を目指すべきである。

### 【次期改革への引継内容】

会派を「議会活動グループから政策形成チーム」へとステップアップするには、会派内での各種会議内容のフィードバックの徹底や会派内・議会内の対話の活性化など、これまで以上に議会全体の情報共有や連携が必要となる。

今期の議会改革推進会議では個別具体的推進施策の検討まで至っていないことから、引き続き「会派の活動グループから政策形成チームへのステップアップ」に向けた協議をお願いしたい。

また、議会や議員間の情報共有が図られない要因には、会派室不備による影響も考えられるため、環境整備の観点からも検討願いたい。

## (3) 議会のICT活用

### 【前期からの引継内容】

議会では、ペーパーレスを目的にタブレットを導入したが、活用されているとは言い難い状況である。コロナ禍、常任委員会をオンラインで行う等、議会の会議にICTを用いることが可能となり、災害時や感染症拡大時には有効であることが実証されている。

議会活動の様々な場面で活用することで、タブレット導入の効果が表れる。多様な世代で構成される議会だからこそ、その便利さを互いに伝え合い、サポートすることも議会のICT活用には不可欠である。

### 【検討結果】

令和3年11月1日付で、議会のICT化を推進するため、「登米市議会ICT推進検討会」が設置された。

議会のICT活用については、同じテーマでの検討を避けるため、推進検討会に一任することとした。

### 【次期改革への引継内容】

令和5年3月、「登米市議会ICT推進方針」が策定された。

今後は、本推進方針に基づき、「市民との情報共有の推進」や「議会ペーパーレス化の推進」などが展開されることになる。

今回策定した方針をどの会議体で検証・見直しを図るのか、現段階では未定であるが、必要に応じて更なる推進に向けた協議・検討を図られたい。

併せて、現在、国においては、自治体のDXを強力に推進していることから、それらに対応しなければならない。

#### **(4) 政務活動の見える化**

##### **【前期からの引継内容】**

政務活動費の執行管理にあたっては、政務活動費事務取扱要領やマニュアルを作成、手続きや運用基準を定めている。

手続きにおいて、行政視察の調査申出書や調査報告書等は手続き期限を設けているものの守られておらず、調査報告書の内容にもばらつきがある。政務活動を市民に公表する内容について、議会全体で共通認識が必要である。

また、議会報告や意見交換の開催、広報紙の発行等地域での政務活動の内容や政務活動費の用途についても、説明責任を果たすよう努める。

##### **【次期改革への引継内容】**

今期議会改革推進会では、未着手であることから、「政務活動の見える化」に向けて検討願いたい。

#### **(5) 議案審査に必要な議員定数の確立**

議員定数については、議会運営委員会からの依頼を受け、前期議会改革推進会議の中で検討を行った経緯がある。

検討に際しては、客観的なデータによる比較分析や、議員定数に関する講演での専門家の意見を参考にしながら、各会派や会派に属さない議員の意見を聴取し、協議した。

しかし、議員定数を見直す場合は、議会基本条例において「市民の意見を聴かなければならない」と規定しているが、当時はコロナ禍による意見聴取が困難であったことや、改選まで1年を切っていたことによる時間的制約もあり、結論を先送りにした経緯があることから、我々の任期も残り半分となった今、改めて議論すべきである。

また、現在、委員会中心主義への転換を進めていることから、単に定数の議論ではなく、議会運営のスタイルに合わせた「議案審議に必要な議員定数の確立」を目指す必要がある。



## 5. おわりに

今期議会改革推進会議では、登米市議会がより一丸となって活動ができるよう、委員間の活発な討議を基本に課題解決を目指してきた。同時に、所掌事務のひとつである議会基本条例の検証からは、本議会の特徴を様々な角度から顧みることができた。

政策形成能力や議員間討議の重要性は、前期議会改革推進会議の検証でも指摘され、引き継いだところであるが、依然として評価は向上していない。議会又は議員として、取り組むべき姿勢が条例上規定されていながら、その運用方法が未整備であるなど、条例を補完するためのルール作りが急務である。

また、政策形成の種となるべき広聴活動も、取り組む姿勢を含めて脆弱である。地域別意見交換会の開催を見送るという特殊な事情があったにせよ、他議会に先駆けてタブレットを導入するなど、議会のICT化を自認してきた本議会において何ら工夫できなかったことは、大きな反省であり、教訓である。

議員個々の意識改革の上に成り立つ議会改革であり、議員が市民の代表であるという原点に立ち返り、多くの市民の声を咀嚼し、政策にするプロセスを見つめなおして組織の力として育みたい。そのためにも基本条例にそった振り返りを通し、強固な基盤づくりが求められる。

3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の蔓延は、新たな生活様式への対応を迫った。これらの経験に基づき、不測の事態にあっても議会の機能を停止することなく運営するための「議会業務継続計画」の策定や、ICT技術に基づいた会議の導入など、これからの時代に即した対応も求められる。

我々は、常に市民の代表であることを意識し、政策決定機関として「柔軟な姿勢で新たな試みを受け入れる議会」に向け、弛みない進化と挑戦を続けていかなければならない。

## 議会の本来的役割

意思決定機関

監視機関

民意の集約機関

政策提案機関



議会改革とは、

本来の議会の役割を果たすための仕掛けづくりです。



登米市議会基本条例第 25 条に基づく  
検 証 結 果 表

## ○議会改革推進会議における評価結果

登米市議会基本条例の条文毎に、評価項目を設定し、現在の取組状況を踏まえ、取組の達成度と今後の方向性について、議会改革推進会議委員がそれぞれ主観評価を行った。

その後、主観評価結果に基づき、議会改革推進会議において、委員間討議を行いながら一つ一つ検証した。

評価項目に対する具体的な取り組みを踏まえ、下記の評価区分により「達成度」と今後のあり方を「方向性」として整理した。

《達成度》	
評価区分	内 容
◎	十分実践できている
○	実践しているが、取り組みが不十分
△	あまり実践できていない
×	実践できていない

《方向性》	
評価区分	内 容
拡充	評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの拡充、拡充の検討が必要と思われるもの。
継続	評価項目については実施している。今後も引き続き実施していくもの。
改善	評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの改善、改善の検討が必要と思われるもの。

登米市議会議会基本条例 第25条に基づく検証結果表

【資料1】

(検証対象期間：令和3年5月～令和5年1月)

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	議会改革推進会議としての 評価			具体的な取り組み
			達成度	方向性	条文 見直し	
<b>第1条 目的</b>						
この条例は、議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。	議会基本条例の理念	①登米市議会基本条例の目的を果たしているか	○	拡充	否	
<b>第2条 議会の活動原則活動</b>						
(1) 公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。	市民に開かれた議会運営	①公平性、公正性を確保した活動ができているか	○	拡充	否	
(2) 市民の多様な意見、要望、提言その他の意見（以下「市民の意見等」という。）を政策形成に適切に反映させるために、市民参加の機会の拡充に努めること。	市民参加の機会の拡充	②市民の意見等を政策形成に反映させるため、市民参加の機会の拡充に努めているか	△	改善	否	
(3) 市民の意見等をもとに政策の立案、形成及び提言（以下「政策立案等」という。）の強化に努めること。	政策立案等の強化	③市民の意見等をもとに、政策立案等の強化に努めているか	△	改善	否	
(4) 市民の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。	市政運営の監視と評価	④市民の立場から、市政運営を監視・評価しているか	△	改善	否	
<b>第3条 議員の活動原則</b>						
(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	議員間の自由な討議の推進	①言論の府、合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を行っているか	△	改善	否	
(2) 市政の課題全般について市民の意見等を的確に把握するとともに、自己の資質を高めるための研さんに努め、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を行うこと。	市民の意見の的確な把握と自らの資質の向上	②市政の課題全般について市民の意見等を的確に把握しているか	△	拡充	否	
		③自己の資質を高めるため不断の研さんに努めているか	○	拡充	否	
(3) 議会の構成員として、特定の団体及び一部地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。	市民全体の代表としての活動	④市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をしているか	○	拡充	否	
		⑤議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しているか	○	継続	否	
<b>第4条 会派</b>						
議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。	会派の結成	①政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成しているか	○	継続	否	・会派の構成 【R3、R4】5会派 新・立志の会(7)、大地の会(5)、 太陽・みらい21(4)、ねくすとTome(3)、 日本共産党市議団(2)
会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。	同一の理念を共有する議員で構成					
会派は、政策立案等を積極的に行うものとする。	積極的な政策立案等	②会派で政策立案等を積極的に行っているか	△	拡充	否	・会派の行政視察で調査した内容を一般質問等で取り上げ、議員や執行部に情報共有と課題提起を行った。

登米市議会基本条例 第25条に基づく検証結果表

【資料1】

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	議会改革推進会議としての 評価			具体的な取り組み
			達成度	方向性	条文 見直し	
<b>第5条 市民参加及び市民との連携</b>						
議会は、市民に対して積極的にその有する情報を提供し、説明責任を十分に果たさなければならない。	情報の積極的な提供と議会の説明責任	①市民に積極的に情報を提供し、説明責任を果たしているか	○	拡充	否	・本会議の会議録と動画を公開している。委員会の会議録と動画は公開していない。 ・HPに議会日程、議案、提案理由書、予算書（抜粋）を公開している。 ・新型コロナウイルスの影響により議会報告会の開催を見送ったが、テーマを設定し意見を募集した【R3、R4】。
議会は、定例会のほか、全ての会議を原則公開とする。	会議の原則公開	②全ての会議を原則公開としているか	○	拡充	否	本会議は原則公開の取り扱い。常任委員会等は各会議の長の許可により傍聴を認めている。 ※新型コロナウイルスの影響から、委員会室のスペースを考慮し、傍聴は原則不可としている。
議会は、地方自治法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託並びに法第115条の2の規定による意見の聴取を十分に活用して、市民の意見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	専門的知見の活用 公聴会の開催	③専門的事項に係る調査や公聴会・参考人からの意見聴取を活用し、市民の意見等を議会の討議に反映されるよう努めているか	△	拡充	否	実績なし
議会が請願及び陳情を審査するときは、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨の説明を受ける機会を持つものとする。	請願・陳情者の直接説明	④請願・陳情審査では、請願者や陳情者から趣旨説明を受ける機会を設けているか	○	拡充	否	請願・陳情の受理件数（※取扱年度で集計） 【R3】請願1件、陳情14件、直接説明1件 【R4】請願1件、陳情6件、直接説明1件
議会は、市民と意見を交換する機会を幅広く確保し、議員の政策立案能力を強化するとともに、積極的に政策立案を行うものとする。	市民との意見交換の場の確保 積極的な政策立案	⑤議会は、市民と意見を交換する機会を幅広く確保しているか	○	拡充	否	意見交換会を各地域で行っている。 【R3、R4】新型コロナウイルス感染症の影響により意見を募集した。 寄せられた要望意見とその対応方法について公開している。
		⑥議員の政策立案能力を強化し、積極的に政策立案を行っているか	△	拡充	否	常任委員会で、各種団体との意見交換会を行った。 【R3】総務企画一回、教育民生3回、産業建設6回 【R4】総務企画1回、教育民生2回、産業建設2回
<b>第6条 広報・広聴活動</b>						
議会は、市政に係る重要な情報を市民に対して提供するとともに、議案に対する各議員の賛否を公表するものとする。	議案の議案に対する賛否結果を公表	①議会は、市政に係る情報を市民に提供し、議案に対する各議員の賛否を公表しているか	○	拡充	否	ホームページ及び議会だよりで公表している。
議会は、議会広報、ホームページその他の広報手段を活用し、市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	積極的な情報公開	②議会は、市民が議会や市政に関心を持つよう議会広報活動に努めているか	○	拡充	否	○議会広報 【R3】5・11月・2月発行号は24頁、8月発行号は20頁で編集。特集（子供議会、意見募集）、特別企画（請願・陳情の流れ） 【R4】11月発行号は28頁、5月発行号は24頁、8月発行号は20頁で編集。特別企画（委員会紹介） ○ホームページ ○フェイスブック ○会議録検索 ○動画検索
議会は、市民の意見等を把握するため、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する場（以下「意見交換会」という。）の開催等の広聴活動を積極的に行うものとする。	意見交換会の開催	③議会は、市民の意見等を把握するため、意見交換会等の広聴活動を積極的に行っているか	○	拡充	否	新型コロナウイルス感染症の影響により意見を募集した 【R3】 ①ドラマの盛り上がりを活かす観光のあり方 ②ごみを減らすためには ③コロナ禍での市内経済をいかに盛り上げるか 【R4】 ①災害に対する地域の備え ②再編により新設される中学校に望むことは ③地産地消推進事業について
議会は、前3項の広報・広聴活動の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。	広報広聴委員会の設置	④広報・広聴活動の充実を図るため、広報広聴委員会を設置し、活動しているか（設置規程有り）	◎	継続	否	設置済

登米市議会基本条例 第25条に基づく検証結果表

【資料1】

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	議会改革推進会議としての 評価			具体的な取り組み
			達成度	方向性	条文 見直し	
前項の広報広聴委員会の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	⑤広報広聴委員会のみならず、議会活動に関して情報発信しているか	○	拡充	否	制定済
<b>第7条 政策企画調整会議</b>						
議会は、広聴活動による市民の意見等を政策及び課題として、政策立案等を行うため、議員で構成する政策企画調整会議を設置することができる。	政策企画調整会議の設置	①広聴活動に基づく政策立案等を行うため、政策企画調整会議を設置し、意見や政策提言への議会としての対応方針を協議しているか（設置規程有り）	○	改善	否	情報共有、政策提言等に関する協議の場として開催している。 【R3】 3回 【R4】 8回
前項の政策企画調整会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	②議会からの要望・意見や政策提言等に関して、常任委員会等の情報共有や議員間討議の機会を作っているか	△	改善	否	制定済
<b>第8条 議会モニター</b>						
議会は、議会運営に関する市民の意見等を聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。	議会モニターの設置	①議会運営に市民意見等を把握させるため、議会モニターを設置し、市民意見等を聴取しているか（設置規程有り）	○	改善	否	平成29年度から試行実施、平成30年度本格実施している。 【R3】 14人委嘱 【R4】 10人委嘱（うち1人は委嘱後辞退） 議会運営や親しみやすい議会について意見を頂戴し、実現可能なものから改善している。
前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	②議会モニターからの意見を共有し、議会運営や議会活動の改善が行われているか	○	改善	否	制定済
<b>第9条 市長等との関係</b>						
議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と緊張感ある関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案等を行うことにより、市政の発展に努めなければならない。	市長等と緊張感ある関係の保持・事務執行の監視及び評価・政策提案	①市長等と緊張感ある関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行っているか。政策立案等により市政の発展に努めているか	○	継続	否	令和3年度 産建において提言（1回） 令和4年度 各常任委員会において提言 （総務：1回、教育：1回、産建：2回）
定期議会における一般質問は、広く市政に係る論点及び争点を明確にするため、一問一答方式により行うことができるものとする。	一般質問時の一問一答方式の実施	②一般質問は論点や争点を明確にするため、一問一答方式が行われているか。	○	継続	否	導入済
議長から定例会又は常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会等」という。）への出席を要請された市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員又は委員の質問に対して反問することができるものとする。	市長等に反問権付与	③市長等の反問権の行使はあるか	○	改善	否	付与済 反問権行使実績 【R3】 実績なし 【R4】 実績なし
議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を通じて市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。	議長を通じて市長等への文書質問	④文書質問は行われているか	△	改善	否	【R3】 実績なし 【R4】 1件
<b>第10条 市長による政策等の形成過程の説明</b>						
議会は、市長が提案する政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、当該政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 隣接する地方公共団体及び他の地方公共団体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無及びその内容 (5) 登米市総合計画基本構想及び基本計画との整合性 (6) 関係する法令並びに条例及び規則（以下「条例等」という。） (7) 財源措置 (8) 将来にわたるコスト計算	市長に対する説明要求 (1)～(8)	①政策等について、第10条に列記する説明を求めているか	△	改善	否	各常任委員会、特別委員会、全員協議会において事前説明している。

登米市議会基本条例 第25条に基づく検証結果表

【資料1】

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	議会改革推進会議としての 評価			具体的な取り組み
			達成度	方向性	条文 見直し	
	立案及び執行の論点及び争点の明確化	②政策等の審議で、立案や執行の論点や争点を明らかにし、さらに執行後の政策評価に役立っている審議に努めているか	△	改善	否	今年度、事務事業評価を行い、政策提言する。
第11条 政策説明資料の提出要求						
議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができるものとする。	施策別又は事業別の説明資料の要求	①予算や決算の審議に当たり、施策別又は事業別の説明資料の提出を求めているか	○	拡充	否	一般質問及び議案に対する資料請求の申出を議長宛行っている。 【R3】17件請求 【R4】1件請求
第12条 議決事件						
法第96条第2項の規定による議決事件については、意思決定機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と執行機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。 (1)登米市総合計画基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 (2)登米市行財政改革大綱の策定、変更又は廃止 (3)登米市環境基本計画の策定、変更又は廃止 (4)原子力発電施設に係る市及び市民の安全に関する協定等の締結又は解消	市政における重要な計画等の決定に参画するという観点による議決事件の追加及び追加事件の議決	①議会が意思決定機関として、市政に参画する観点から議決事件を定めているか	○	拡充	否	【R3】実績なし 【R4】実績なし
第13条 議員相互間の討議						
議会が討論の場であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議を中心とした議会運営を行うものとする。	議員間討議（自由討議）の実施	①市長等の出席要請を最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議による議会運営を行っているか	×	改善	否	常任委員会等において、執行部を退席させた中で自由討議を実施した。
議員は、定例会及び委員会等において、議員相互間の議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。	議員相互間の議論を尽くした合意形成	②議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めているか	×	改善	否	
第14条 委員会等の適切な運営						
議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会等の専門性及び特性を活かし、適切な運営に努めなければならない。	議会における常任委員会調査	①委員会等の専門性や特性を生かし、適切な運営に努めているか	△	改善	否	令和3年度及び令和4年度も年間活動計画を作成し、それに基づき委員会活動を行った。 委員会活動の報告は、定期議会毎に行っている。
委員会等は、議会における政策立案等を積極的に行うとともに、市政運営が適正に行われているかの監視及び評価を行うものとする。	委員会による積極的な政策立案 委員会による市政運営の監視と評価	②政策立案等を積極的に行い、市政運営の監視評価を行っているか	△	改善	否	【R3】提言を実施（産建：1件） 【R4】提言を実施（総務：1件、教育：1件、産建：2件）
委員会等は、市民に対して、政策等に係る調査及び審査の経過を説明するとともに、意見交換会を積極的に開催するよう努めるものとする。	委員会による意見交換会の開催	③政策等に係る調査及び審査経過を説明し、意見交換会の積極的な開催に努めているか	△	拡充	否	【R3】 総務企画一回・ 教育民生3回 米谷のみらい、登米保健所、登米市の自然環境を考える会 産業建設6回 内ノ目ほ場整備事業推進委員会、登米市体育協会、 登米市産業振興会、権東部土木事務所登米地域事務所、 北上川下流河川事務所、農業委員会農政改革特別委員会 【R4】 総務企画1回 デマンド型乗合タクシー実施団体 教育民生2回 登米地方保育所協議会、教育委員 産業建設2回 県東部土木事務所登米地域事務所、市内道の駅連絡協議会



登米市議会基本条例 第25条に基づく検証結果表

【資料1】

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	議会改革推進会議としての 評価			具体的な取り組み
			達成度	方向性	条文 見直し	
<b>第15条 政務活動費</b>						
会派又は議員は、調査活動の基盤の充実を図ることにより、政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう別に条例の定めるところにより、政務活動費の交付を受けることができる。	政務活動費の交付	①政務活動費を活用した議員活動により、政策研究や政策提言等が確実に実行されているか	○	改善	否	月額25,000円/人 【R3、R4】5会派、4議員へ交付
政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、透明性を確保するとともに適正に執行しなければならない。	収支報告への証拠書類(写)の添付	②透明性を確保するとともに適正に執行しているか	○	改善	否	収支報告書、会計帳簿、支出全ての領収書の写し、政務活動費マニュアルをHPで公開している。 会計処理のチェックは議会事務局で行っている。
議会は、政務活動費の収支報告書及び支出に係る領収書等の証拠書類を公開する。	収支報告書、会計帳簿、領収書の公開	③収支報告書や証拠書類を公開しているか(平成29年度からHPで公開済)	◎	継続	否	
<b>第16条 議会改革推進会議</b>						
議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。	議会改革推進会議の設置	①議会改革に継続的に取り組むため、議会改革推進会議を設置し、活動しているか(設置規程有り)	◎	継続	否	2年任期終了時に調査報告書を提出し、議会改革の取り組みについて共有している。
議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等を前項の議会改革推進会議に構成員とすることができる。	学識経験者等への委員委嘱	②学識経験を構成員としているか	○	継続	否	実績なし 必要に応じて委嘱する。
第1項に規定する議会改革推進会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	③議会内の合意の下、議会改革の取り組みがなされているか	○	継続	否	制定済
<b>第17条 調査機関の設置</b>						
議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決を経て、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	学識経験者で構成する調査機関の設置	①市政の課題に関する調査のため、学識経験者等で調査機関を設置し、議員が構成員となっているか	○	継続	否	実績なし 必要に応じて調査機関の設置する。
議会は、必要があると認めるときは、議員を前項の調査機関の構成員とすることができる。	調査機関への議員参加					実績なし
第1項に規定する調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定					
<b>第18条 議員研修の充実強化</b>						
議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	議員研修の充実強化	①政策形成や立案の能力向上のため、議員研修の充実強化に努めているか	○	拡充	否	・登米市議会主催議員研修会 【R3】「登米市議会の議会運営のあり方について」 講師 都道府県議会制度研究会委員 内田 一夫 氏
議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民との研究の場を積極的に設けるものとする。	専門家及び市民との研究の場の設置	②各分野の専門家や市民との研究の場を積極的に設けているか	×	改善	否	【R4】 3月に実施予定 ・宮城県市議会議長会主催研修会や一関市・栗原市・登米市三市交流会等で研修している。 ・市民との研究の場は、実績なし
<b>第19条 議会事務局の体制整備</b>						
議長は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化に努めるものとする。	議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化	①議会事務局の調査や法務に関する機能の充実強化に努めているか	○	拡充	否	令和3年度及び令和4年度、市当局と併任発令により法制執務担当が配置された。
<b>第20条 議会図書室</b>						
議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。	議会図書室の充実	①議会図書室の充実に努めているか	△	拡充	否	議会図書室の室内を整理整頓、図書資料の整理を行った。 議会活動に役立つ参考図書を購入し、各種資料や図書内容の紹介を行った。

登米市議会基本条例 第25条に基づく検証結果表

【資料1】

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	議会改革推進会議としての 評価			具体的な取り組み	
			達成度	方向性	条文 見直し		
<b>第21条 議員定数</b>							
議員定数は、別に条例で定めるところによる。	定数条例の制定・改正	議員定数は条例により定めることを規定するものであり、評価の対象外とする。				H25. 4. 29～ 議員定数26名	
議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び他の地方公共団体の状況並びに議会が果たす役割を考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	定数改正に係る参考人及び公聴会制度の活用	議員定数を改正する際の基本姿勢を定めた規定であり、評価の対象外とする。				令和元年度に会派の申し出から「議員定数の考え方」について検討。議会運営委員会からの検討依頼により、議会改革推進会議で現状把握、近隣比較、議員定数の考え方を調査し、登米市議会の定数の考え方をまとめ、2案を議会運営委員会に報告。議会運営委員会では、拙速に結論を出さずに、今後も継続して議員定数の検討を行うとした。	
議員定数の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により、委員会等又は議員が提案するものとする。	定数条例改正に係る委員会又は議員による提案	議員定数を改正する際の手続きを定めた規定であり、評価の対象外とする。					実績なし
<b>第22条 議員報酬</b>							
議員報酬は、別に条例で定めるところによる。	議員報酬の条例規定	議員報酬は条例により定めることを規定するものであり、評価の対象外とする。				H25. 4～ 議長：491,000円、副議長：425,000円、議員：398,000円	
議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	報酬改正に係る参考人及び公聴会制度の活用	議員報酬を改正する際の基本姿勢を定めた規定であり、評価の対象外とする。				実績なし	
議員報酬の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により委員会等又は議員が提案するものとする。	報酬条例改正に係る委員会又は議員による提案	議員報酬を改正する際の手続きを定めた規定であり、評価の対象外とする。				実績なし	
<b>第23条 議員の政治倫理</b>							
議員は、市民全体の代表者として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を高めなければならない。	政治倫理の確立	①市民の代表者としての倫理を常に自覚しているか	○	拡充	否	制定済 政治倫理の研修や条例の検証は行っていない。	
		②議員としての品位を保持し見識を高めているか	○	拡充	否		
<b>第24条 最高規範性</b>							
この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に係る条例等を制定してはならない。	議会に係る条例等に対して優位性	①議会に係る条例等について、この条例との整合を図っているか	○	継続	否	—	
<b>第25条 見直し手続き</b>							
議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。	基本条例の検証	①この条例の目的が達成されているかどうかを検証しているか	◎	継続	否	議会の自己評価を行い、評価結果をHPで公開している。 ①H27. 3. 26報告 ②H29. 3. 24報告 ③H30. 5. 14報告 ④R2. 12. 24	
議会は、前項の検証の結果、制度の改善及び条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	改正が必要と認められたとき 条例改正	②検証の結果、制度の改善や条例等の改正の必要がある場合、適切な措置を講じているか	○	継続	否	実績なし	

登米市議会基本条例  
議員個人評価アンケート

【議会基本条例】

議員個人評価アンケート

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	議員アンケート集計 達成度				
			◎	○	△	×	未記入
<b>第1条 目的</b>							
この条例は、議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。	議会基本条例の理念	①登米市議会基本条例の目的を果たしているか	9	<b>16</b>	1	0	0
<b>第2条 議会の活動原則活動</b>							
(1) 公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。	市民に開かれた議会運営	①公平性、公正性を確保した活動ができているか	7	<b>14</b>	5	0	0
(2) 市民の多様な意見、要望、提言その他の意見（以下「市民の意見等」という。）を政策形成に適切に反映させるために、市民参加の機会の拡充に努めること。	市民参加の機会の拡充	②市民の意見等を政策形成に反映させるため、市民参加の機会の拡充に努めているか	2	<b>14</b>	9	1	0
(3) 市民の意見等をもとに政策の立案、形成及び提言（以下「政策立案等」という。）の強化に努めること。	政策立案等の強化	③市民の意見等をもとに、政策立案等の強化に努めているか	0	<b>14</b>	7	5	0
(4) 市民の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。	市政運営の監視と評価	④市民の立場から、市政運営を監視・評価しているか	3	<b>17</b>	5	1	0
<b>第3条 議員の活動原則</b>							
(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	議員間の自由な討議の推進	①言論の府、合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を行っているか	3	<b>12</b>	9	2	0
(2) 市政の課題全般について市民の意見等を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努め、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を行うこと。	市民の意見の的確な把握と自らの資質の向上	②市政の課題全般について市民の意見等を的確に把握しているか	3	11	<b>12</b>	0	0
		③自己の資質を高めるため不断の研さんに努めているか	4	<b>15</b>	7	0	0
		④市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をしているか	7	<b>14</b>	5	0	0
(3) 議会の構成員として、特定の団体及び一部地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。	市民全体の代表としての活動	⑤議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しているか	9	<b>16</b>	1	0	0
<b>第4条 会派</b>							
議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。	会派の結成	①政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成しているか	6	<b>12</b>	5	3	0
会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。	同一の理念を共有する議員で構成						
会派は、政策立案等を積極的に行うものとする。	積極的な政策立案等	②会派で政策立案等を積極的に行っているか	2	6	<b>14</b>	4	0
<b>第5条 市民参加及び市民との連携</b>							
議会は、市民に対して積極的にその有する情報を提供し、説明責任を十分に果たさなければならない。	情報の積極的な提供と議会の説明責任	①市民に積極的に情報を提供し、説明責任を果たしているか	5	<b>15</b>	5	1	0
議会は、定例会のほか、全ての会議を原則公開とする。	会議の原則公開	②全ての会議を原則公開としているか	8	<b>10</b>	7	1	0
議会は、地方自治法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託並びに法第115条の2の規定による意見の聴取を十分に活用して、市民の意見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	専門的知見の活用 公聴会の開催	③専門的事項に係る調査や公聴会・参考人からの意見聴取を活用し、市民の意見等を議会の討議に反映されるよう努めているか	4	<b>12</b>	5	4	1
議会が請願及び陳情を審査するときは、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨の説明を受ける機会を持つものとする。	請願・陳情者の直接説明	④請願・陳情審査では、請願者や陳情者から趣旨説明を受ける機会を設けているか	<b>13</b>	11	2	0	0
議会は、市民と意見を交換する機会を幅広く確保し、議員の政策立案能力を強化するとともに、積極的に政策立案等を行うものとする。	市民との意見交換の場の確保	⑤議会は、市民と意見を交換する機会を幅広く確保しているか	7	<b>13</b>	5	1	0
	積極的な政策立案	⑥議員の政策立案能力を強化し、積極的に政策立案を行っているか	2	10	<b>14</b>	0	0
<b>第6条 広報・広聴活動</b>							
議会は、市政に係る重要な情報を市民に対して提供するとともに、議案に対する各議員の賛否を公表するものとする。	議案の議案に対する賛否結果を公表	①議会は、市政に係る情報を市民に提供し、議案に対する各議員の賛否を公表しているか	<b>15</b>	10	1	0	0
議会は、議会広報、ホームページその他の広報手段を活用し、市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	積極的な情報公開	②議会は、市民が議会や市政に関心を持つよう議会広報活動に努めているか	8	<b>15</b>	3	0	0

【議会基本条例】

議員個人評価アンケート

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	議員アンケート集計 達成度				
			◎	○	△	×	未記入
議会は、市民の意見等を把握するため、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する場（以下「意見交換会」という。）の開催等の広聴活動を積極的に行うものとする。	意見交換会の開催	③議会は、市民の意見等を把握するため、意見交換会等の広聴活動を積極的に行っているか	5	15	6	0	0
議会は、前3項の広報・広聴活動の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。	広報広聴委員会の設置	④広報・広聴活動の充実を図るため、広報広聴委員会を設置し、活動しているか（設置規程有り）	19	7	0	0	0
前項の広報広聴委員会の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	⑤広報広聴委員会のみならず、議会活動に関して情報発信しているか	10	13	2	0	1
<b>第7条 政策企画調整会議</b>							
議会は、広聴活動による市民の意見等を政策及び課題として、政策立案等を行うため、議員で構成する政策企画調整会議を設置することができる。	政策企画調整会議の設置	①広聴活動に基づく政策立案等を行うため、政策企画調整会議を設置し、意見や政策提言への議会としての対応方針を協議しているか（設置規程有り）	9	9	8	0	0
前項の政策企画調整会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	②議会からの要望・意見や政策提言等に関して、常任委員会等の情報共有や議員間討議の機会を作っているか	9	6	11	0	0
<b>第8条 議会モニター</b>							
議会は、議会運営に関する市民の意見等を聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。	議会モニターの設置	①議会運営に市民意見等を把握させるため、議会モニターを設置し、市民意見等を聴取しているか（設置規程有り）	9	14	2	1	0
前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	②議会モニターからの意見を共有し、議会運営や議会活動の改善が行われているか	5	14	7	0	0
<b>第9条 市長等との関係</b>							
議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と緊張感ある関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案等を行うことにより、市政の発展に努めなければならない。	市長等と緊張感ある関係の保持・事務執行の監視及び評価・政策提案	①市長等と緊張感ある関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行っているか。政策立案等により市政の発展に努めているか	5	15	4	2	0
定期議会における一般質問は、広く市政に係る論点及び争点を明確にするため、一問一答方式により行うことができるものとする。	一般質問時の一問一答方式の実施	②一般質問は論点や争点を明確にするため、一問一答方式が行われているか。	12	10	4	0	0
議長から定例会又は常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会等」という。）への出席を要請された市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員又は委員の質問に対して反問することができるものとする。	市長等に反問権付与	③市長等の反問権の行使はあるか	4	7	8	6	1
議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を通じて市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。	議長を通じて市長等への文書質問	④文書質問は行われているか	3	5	8	8	2
<b>第10条 市長による政策等の形成過程の説明</b>							
議会は、市長が提案する政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、当該政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 隣接する地方公共団体及び他の地方公共団体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無及びその内容 (5) 登米市総合計画基本構想及び基本計画との整合性 (6) 関係する法令並びに条例及び規則（以下「条例等」という。） (7) 財源措置 (8) 将来にわたるコスト計算	市長に対する説明要求(1)～(8)	①政策等について、第10条に列記する説明を求めているか	3	13	8	2	0
議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行の論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に役立てる審議に努めるものとする。	立案及び執行の論点及び争点の明確化 執行後における政策評価に役立てる審議	②政策等の審議で、立案や執行の論点や争点を明らかにし、さらに執行後の政策評価に役立てる審議に努めているか	3	10	11	1	1
<b>第11条 政策説明資料の提出要求</b>							
議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができるものとする。	施策別又は事業別の説明資料の要求	①予算や決算の審議にあたり、施策別又は事業別の説明資料の提出を求めているか	5	13	5	2	1

【議会基本条例】

議員個人評価アンケート

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	議員アンケート集計 達成度				
			◎	○	△	×	未記入
<b>第12条 議決事件</b>							
法第96条第2項の規定による議決事件については、意思決定機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と執行機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。 (1)登米市総合計画基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 (2)登米市行財政改革大綱の策定、変更又は廃止 (3)登米市環境基本計画の策定、変更又は廃止 (4)原子力発電施設に係る市及び市民の安全に関する協定等の締結又は解消	市政における重要な計画等の決定に参画するという観点による議決事件の追加及び追加事件の議決	①議会が意思決定機関として、市政に参画する観点から議決事件を定めているか	7	<b>11</b>	3	1	4
<b>第13条 議員相互間の討議</b>							
議会が討論の場であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議を中心とした議会運営を行うものとする。	議員間討議（自由討議）の実施	①市長等の出席要請を最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議による議会運営を行っているか	3	<b>9</b>	<b>9</b>	5	0
議員は、定例会及び委員会等において、議員相互間の議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。	議員相互間の議論を尽くした合意形成	②議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めているか	5	6	<b>10</b>	5	0
<b>第14条 委員会等の適切な運営</b>							
議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会等の専門性及び特性を活かし、適切な運営に努めなければならない。	議会における常任委員会調査	①委員会等の専門性や特性を生かし、適切な運営に努めているか	8	<b>13</b>	3	1	1
委員会等は、議会における政策立案等を積極的にを行うとともに、市政運営が適正に行われているかの監視及び評価を行うものとする。	委員会による積極的な政策立案 委員会による市政運営の監視と評価	②政策立案等を積極的に行い、市政運営の監視評価を行っているか	5	<b>13</b>	6	1	1
委員会等は、市民に対して、政策等に係る調査及び審査の経過を説明するとともに、意見交換会を積極的に開催するよう努めるものとする。	委員会による意見交換会の開催	③政策等に係る調査及び審査経過を説明し、意見交換会の積極的な開催に努めているか	5	<b>14</b>	6	1	0
<b>第15条 政務活動費</b>							
会派又は議員は、調査活動の基盤の充実を図ることにより、政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう別に条例の定めるところにより、政務活動費の交付を受けることができる。	政務活動費の交付	①政務活動費を活用した議員活動により、政策研究や政策提言等が確実に実行されているか	7	<b>15</b>	1	1	2
政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、透明性を確保するとともに適正に執行しなければならない。	収支報告への証拠書類(写)の添付	②透明性を確保するとともに適正に執行しているか	<b>17</b>	6	1	0	2
議会は、政務活動費の収支報告書及び支出に係る領収書等の証拠書類を公開する。	収支報告書、会計帳簿、領収書の公開	③収支報告書や証拠書類を公開しているか（平成29年度からHPで公開済）	<b>19</b>	6	0	0	1
<b>第16条 議会改革推進会議</b>							
議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。	議会改革推進会議の設置	①議会改革に継続的に取り組むため、議会改革推進会議を設置し、活動しているか（設置規程有り）	<b>18</b>	7	1	0	0
議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等を前項の議会改革推進会議に構成員とすることができる。	学識経験者等への委員委嘱	②学識経験者を構成員としているか	1	4	5	<b>14</b>	2
第1項に規定する議会改革推進会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	③議会内の合意の下、議会改革の取り組みがなされているか	<b>12</b>	<b>12</b>	0	2	0
<b>第17条 調査機関の設置</b>							
議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決を経て、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	学識経験者で構成する調査機関の設置	①市政の課題に関する調査のため、学識経験者等で調査機関を設置し、議員が構成員となっているか	0	3	6	<b>15</b>	2
議会は、必要があると認めるときは、議員を前項の調査機関の構成員にすることができる。	調査機関への議員参加						
第1項に規定する調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定						



【議会基本条例】

議員個人評価アンケート

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	議員アンケート集計 達成度				
			◎	○	△	×	未記入
<b>第18条 議員研修の充実強化</b>							
議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	議員研修の充実強化	①政策形成や立案の能力向上のため、議員研修の充実強化に努めているか	6	12	6	2	0
議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民との研究の場を積極的に設けるものとする。	専門家及び市民との研究の場の設置	②各分野の専門家や市民との研究の場を積極的に設けているか	2	6	11	7	0
<b>第19条 議会事務局の体制整備</b>							
議長は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化に努めるものとする。	議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化	①議会事務局の調査や法務に関する機能の充実強化に努めているか	6	15	3	2	0
<b>第20条 議会図書室</b>							
議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。	議会図書室の充実	①議会図書室の充実に努めているか	3	10	9	4	0
<b>第21条 議員定数</b>							
議員定数は、別に条例で定めるところによる。	定数条例の制定・改正	議員定数は条例により定めるところを規定するものであり、評価の対象外とする。					
議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び他の地方公共団体の状況並びに議会が果たす役割を考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	定数改正に係る参考人及び公聴会制度の活用	議員定数を改正する際の基本姿勢を定めた規定であり、評価の対象外とする。					
議員定数の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により、委員会等又は議員が提案するものとする。	定数条例改正に係る委員会又は議員による提案	議員定数を改正する際の手続きを定めた規定であり、評価の対象外とする。					
<b>第22条 議員報酬</b>							
議員報酬は、別に条例で定めるところによる。	議員報酬の条例規定	議員報酬は条例により定めるところを規定するものであり、評価の対象外とする。					
議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	報酬改正に係る参考人及び公聴会制度の活用	議員報酬を改正する際の基本姿勢を定めた規定であり、評価の対象外とする。					
議員報酬の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により委員会等又は議員が提案するものとする。	報酬条例改正に係る委員会又は議員による提案	議員報酬を改正する際の手続きを定めた規定であり、評価の対象外とする。					
<b>第23条 議員の政治倫理</b>							
議員は、市民全体の代表者として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を高めなければならない。	政治倫理の確立	①市民の代表者としての倫理を常に自覚しているか	11	14	1	0	0
		②議員としての品位を保持し見識を高めているか	9	16	1	0	0
<b>第24条 最高規範性</b>							
この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に関する条例等を制定してはならない。	議会に関する条例等に対して優位性	①議会に関する条例等について、この条例との整合を図っているか	12	12	1	0	1
<b>第25条 見直し手続き</b>							
議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。	基本条例の検証	①この条例の目的が達成されているかどうかを検証しているか	9	12	4	1	0
議会は、前項の検証の結果、制度の改善及び条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	改正が必要と認められたとき条例改正	②検証の結果、制度の改善や条例等の改正の必要がある場合、適切な措置を講じているか	7	10	4	4	1